

公益社団法人日本駆け込み寺連絡所 FAQ

Q： 日本駆け込み寺の連絡所とは何ですか？

A： 悩みを抱える人が気軽に立ち寄ることのできる日本駆け込み寺のアンテナステーションです。個人だけでなく法人での運営も可能です。

Q： 連絡所はどのような場所に開設できますか？

A： 自宅や会社等、どのような場所でも開設できます。また、喫茶店や飲食店、地域のコミュニティの場なども連絡所に適しています。ただし、駆け込み寺から家賃や通信費等、経費の補助はしておりません。予めご了承ください。

Q： 日本駆け込み寺の連絡員とは何ですか？

A： 連絡員は、さまざまな相談を受けつけるボランティアです。連絡員業務は営利活動等には利用できません。

Q： 連絡員は相談業務も行なうのですか？

A： 原則的に連絡員は相談業務を行ないません。ただし、SKYPE による三者面談（相談者・連絡員・相談員）は可能です。

Q： では、相談業務は誰が行なうのですか？

A： 日本駆け込み寺本部（東京都新宿区歌舞伎町）または仙台国分町駆け込み寺の相談員が行ないます。

Q： 連絡員は、具体的にどのようなことを行なうのですか？

A： ① 連絡員は受けつけた相談の情報を本部に報告します。
② 予め決めておいた日時に、相談者から本部の担当相談員に電話をしてもらいます。SKYPE の環境が整っていれば、三者面談を行ないます。また電話相談の場合、本部の状況さえ許せば、その場で相談者と電話を代わることも可能です。

Q： 電話や SKYPE 以外の相談方法はありますか？

A： 相談内容にもよりますが、相談者が本部や国分町駆け込み寺までお越しになれるようであれば、面談での相談も可能です。

Q： 他に連絡員はどのようなことをするのですか？

A： 連絡所にパンフレットや募金箱等を設置し、日本駆け込み寺の広報活動を行なっていただきます。また、募金箱を周辺の施設やお店に設置していただくよう働きかけていただきます。

Q： 連絡員になるにはどのような条件が必要ですか？

A： 連絡員になるには以下のような条件が必要です。

- ◆悩んでいる人、苦しんでいる人を助けたいと思っている方
- ◆日本駆け込み寺の活動と理念にご賛同いただける方
- ◆日本駆け込み寺の賛助会員の方（または賛助会員になれる方：応相談）
- ◆連絡所または連絡員の電話番号またはメールアドレスを公開できる方
- ◆申込書および身分証明書による審査を通過した方
- ◆日本駆け込み寺の講習を受けることが可能な方（数時間程度・SKYPE 利用で遠隔地も可）

以上